

## 令和6年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、令和6年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部守一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野市	長野市鬼無里日影、信州新町牧田中、大岡乙、豊野町豊野、戸隠豊岡の各一部	令和7年3月31日まで
小諸市	小諸市与良町二丁目、与良町四丁目、与良町五丁目、与良町六丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、加増二丁目の各一部	令和7年3月31日まで